

# 伊 勢 市 公 報

第 57 号  
平成 20 年 3 月 21 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市産業支援センター条例施行規則	2
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	26
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	30
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	31
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	32
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画の作成について	33
○ 伊勢都市計画道路事業の認可に伴う図書の写しの縦覧について	34
○ 犬の抑留について	35
○ 都市公園の供用開始について	36
○ 犬の抑留について	37
○ 都市公園の供用開始について	38
○ 犬の抑留について	40
○ れいんぼうプラン（伊勢市男女共同参画基本計画）中間案に関するパブリックコメントの結果について	41

伊勢市産業支援センター条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第3号

### 伊勢市産業支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市産業支援センター条例（平成19年伊勢市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 伊勢市産業支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第2号）に規定する伊勢市の休日に準ずるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第4条第1号ウ及びエに規定する起業家支援室及び起業準備支援室（以下「起業家支援室等」という。）については、常時開館するものとする。

(使用の許可申請)

第3条 条例第6条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、起業家支援室等にあつては伊勢市産業支援センター起業家支援室等使用許可申請書(様式第1号)により、条例第4条第1号イ及びキ並びに第2号アからエまでに規定する研修室、開放試験室、材料試験室、実習室、漆芸室及び作業実習室（以下「研修室等」という。）並びに第11条に規定する機械等備品にあつては、伊勢市産業支援センター研修室等使用許可申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する伊勢市産業支援センター起業家支援室等使用許可申請書を提出する際の時期及び応募資格については、市長が別に定める。

3 第1項に規定する伊勢市産業支援センター研修室等使用許可申請書は、当該施設を使用する日の2箇月前の日の属する月の初日から当該施設を使用する日の前日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の申請を受理した場合は、その使用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、起業家支援室等にあつては伊勢市産業支援センター起業家支援室等使用許可書(様式第3号)を、研修室等にあつては伊勢市産業支援センター研修室等使用許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとし、起業家支援室等の使用の許可をしないことを決定したときは、伊勢市産業支援センター使用不許可決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(使用許可の変更又は取消し)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、伊勢市産業支援センター使用変更許可申請書(様式第6号)又は伊勢市産業支援センター使用許可取消承認申請書(様式第7号)に、使用許可書を添付して市長に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る申請書を受理し、正当な理由があると認めたときは、伊勢市産業支援センター使用変更許可書(様式第8号)又は伊勢市産業支援センター使用許可取消通知書(様式第9号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用時間)

第6条 使用者がセンターを使用することができる時間は、許可を受けた時間（以下「使用時間」という。）内とし、準備し、及び現状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 使用時間の延長は、センターの使用開始後は、これを認めない。ただし、センターの事業の運営上又は管理上支障がないと市長が認めたときはこの限りでない。

（使用許可書の所持等）

第7条 使用者は、センターの使用の際第4条に規定する使用許可書又は第5条第2項に規定する使用変更許可書を所持し、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（試験の委託申請）

第8条 条例第6条の規定により材料試験の委託の申請をしようとする者は、伊勢市産業支援センター試験業務依頼申請書（様式第10号）に、試供品及び参考資料を添えて提出しなければならない。

2 前項に規定する材料試験の申請の際当該申請者から提出された試供品は、返還しないものとする。

3 市長は、第1項の規定により委託を受けた試験が完了したときは、成績証明書（様式第11号）を当該申請者に交付するものとする。

（起業家支援室等の使用許可の期間）

第9条 起業家支援室等の使用を許可する期間（以下「許可期間」という。）は、起業家支援室は1年以内とし、起業準備支援室は6箇月以内とする。ただし、起業家支援室は、原則3年を限度として、起業準備支援室は、1年を限度として許可期間をそれぞれ更新できるものとする。

（更新許可申請）

第10条 前項ただし書に規定する起業家支援室等の許可期間の更新を受けようとする者は、当該許可期間が満了する日の1箇月前までに、伊勢

市産業支援センター起業家支援室等使用更新許可申請書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

(使用更新許可)

第 11 条 市長は、前条第 2 項の申請を受理した場合は、その使用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、起業家支援室等にあつては伊勢市産業支援センター起業家支援室等使用更新許可書(様式第 13 号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第 12 条 使用者は、条例第 9 条に規定する使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、起業家支援室等の使用料は、毎月市長が定める日までに納付するものとする。

(使用料等の減免)

第 13 条 条例第 9 条第 2 項の規定によりセンターの使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、伊勢市産業支援センター(使用料・手数料)減免申請書(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第 14 条 条例第 9 条第 3 項ただし書の規定により使用料の還付を行うことができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない事由により使用できなかった場合 既存使用料の全額
- (2) 使用者が第 3 条第 2 項又は第 3 項に規定する期日までに使用の許可の取消しをした場合 既存使用料の全額
- (3) 使用者が使用変更許可を受けた場合において既存使用料に過納金が生じた場合 過納金の全額

- (4) その他市長がやむを得ない事由により使用できないと認めた場合  
市長がその都度定める額  
(機械等備品の使用料)

第 15 条 機械等備品の使用料は、別表に定める。

(費用負担)

第 16 条 起業家支援室の維持及び管理に要する費用で市長が指定するものについては、起業家支援室の利用者が負担するものとする。

(特別の設備等の許可)

第 17 条 利用者はセンター利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備え付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を使用許可申請書に添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、使用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(利用者の遵守事項)

第 18 条 利用者その他センターに入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けずに印刷物等の掲示、商品等の展示をしないこと。
- (2) 指定の場所以外で火気の使用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 許可された以外の設備等を使用しないこと。
- (4) その他市長がセンターの管理上必要と認めた指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第 19 条 何人もセンター及びセンターの敷地内において、物品の販売、広告宣伝、寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(係員の立入り)

第 21 条 使用者は、係員が職務遂行のため使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第 22 条 使用者その他センターを利用する者は、センターの施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、伊勢市産業支援センター施設等損傷(滅失)届(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定に基づく伊勢市産業支援センターの使用の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる

(伊勢市工芸指導所条例施行規則の廃止)

- 3 伊勢市工芸指導所条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 125 号)は、

廃止する。

## 別表（第14条関係）

## 機械等備品使用料

種 別	単 位	金額（円）	備 考
帯鋸	1 時 間 当 た り	840	1 使用時間が 30 分以内のときは、1 時間当たりの使用料の半額とする。 2 使用時間が 30 分を超え 1 時間未満のときは、1 時間の使用料とする。 3 使用時間が 1 時間を超えるときは、30 分（30 分未満は 30 分とする。）を増すごとに 1 時間当たりの使用料の半額を加算する。 4 起業家支援室等の使用者の機械等備品使用料は、無料とする
自動一面鉋盤	〃	1,150	
手押鉋盤	〃	890	
万能丸鋸盤	〃	780	
横切り機	〃	570	
木工旋盤	〃	840	
エアプラズマ溶接機	〃	940	
万能試験機	〃	1,470	
ガスクロマトグラフ	〃	1,050	
原子吸光分析装置	〃	840	
蛍光 X 線分析装置	〃	1,570	
恒温恒湿器	〃	990	
定温恒温器	〃	420	
定温乾燥機	〃	420	
マッフル炉	〃	780	

様式第1号（第3条関係）

伊勢市産業支援センター起業家支援室等使用許可申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住所（所在地）

氏名（名称）

印

（代表者）

連絡先電話

伊勢市産業支援センター起業家支援室等の使用許可を申請します。  
 なお、使用に当たっては、使用条件を守ります。

記

1. 起業概要

使用希望室	<input type="checkbox"/> 起業家支援室 ・ <input type="checkbox"/> 起業準備支援室			
使用予定期間	年 月 日～		年 月 日	
ふりがな 氏名(代表者)			生年月日	年 月 日
連絡先 (自宅・会社)	電話		FAX	
	E-mail			
使用目的				
創業(予定)年月	年 月		創業・創業予定	
使用予定者数	人			
主な利用時間帯	午前・午後 時		～ 午前・午後 時	

2. 添付書類

- (1) 事業計画書（様式は、起業家支援室と起業準備支援室では異なります。）
- (2) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、団体の規約及び構成員の住民票の写し又は団体を構成する法人の登記事項証明書）
- (3) その他市長が必要と認める書類（入居者又は代表者の経歴等）



第 年 月 日 号

伊勢市産業支援センター起業家支援室等使用許可書

様

伊勢市長

印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センター起業家支援室等の使用を許可します。なお、使用に当たっては下記の使用条件を遵守してください。

記

1. 使用区画、期間等

使用区画	<input type="checkbox"/> 起業家支援室 号室 ・ <input type="checkbox"/> 起業準備支援室 ブース
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
月額使用料	

2. 使用条件



第 号  
年 月 日

伊勢市産業支援センター使用不許可決定通知書

様

伊勢市長 印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センターの使用については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

伊勢市産業支援センター使用変更許可申請書

第 年 月 日 号

（あて先）伊勢市長

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者）

連絡先電話

次のとおり、伊勢市産業支援センターの使用許可の変更を申請します。

使用施設名	
使用許可日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで
変更内容	
変更理由	

（注） 使用許可書を添付してください。

様式第7号（第5条関係）

伊勢市産業支援センター使用許可取消承認申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住所（所在地）

氏名（名称） 印

（代表者）

連絡先電話

次のとおり、伊勢市産業支援センターの使用許可の取消しを申請します。

使用施設名	
使用許可日時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
使用取消理由	

第 号  
年 月 日

伊勢市産業支援センター使用変更許可書

様

伊勢市長 印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センターの使用許可の変更について、次のとおり許可します。

使用施設名	
使用許可日時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
変更理由	
変更事項	
使用料	変更後使用料 円 既納使用料 円 差 引 き 円 (還付・不足)

様式第9号（第5条関係）

伊勢市産業支援センター使用許可取消通知書

第 年 月 日 号

様

伊勢市長

印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センターの使用許可の取消しについて、次のとおり承認します。

使用取消施設名			
使用取消日時	年 月 日	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後
使用取消理由			
使用料の還付	還付金	既納使用料 円	還付金額 円

様式第 10 号（第 8 条関係）

伊勢市産業支援センター試験業務依頼申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住所（所在地）

氏名（名称）

印

（代表者）

連絡先電話

次のとおり、伊勢市産業支援センターの材料試験業務を依頼します。

受付日時	年 月 日			
試験種別	数量	単価（円）	金額（円）	適用
曲げ				
曲げ弾性率				
引張り				
引張り弾性率				
圧縮				
せん断				
硬さ				
衝撃				
ガラス含有率				
試料調整				
成績証明書 の発行				
その他 ( )				
計				
製品完成月日	年 月 日			
料金収入月日	年 月 日		取扱者	

成績証明書

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

伊勢市長 印

年 月 日付けで依頼のあった材料試験等の結果は、下記のとおりでした。

- 1 供試品の品目名 \_\_\_\_\_
- 2 材料試験等の項目 \_\_\_\_\_
- 3 材料試験等を実施した日 \_\_\_\_\_年 月 日から  
\_\_\_\_\_年 月 日まで
- 4 材料試験の結果 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

様式第 12 号（第 10 条関係）

伊勢市産業支援センター起業家支援室等使用更新許可申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住所（所在地）

氏名（名称）

印

（代表者）

連絡先電話

伊勢市産業支援センター起業家支援室等の使用更新の許可を申請します。

なお、使用に当たっては、使用条件を守ります。

記

1. 起業概要

使用希望室	<input type="checkbox"/> 起業家支援室 ・ <input type="checkbox"/> 起業準備支援室			
使用予定期間	年 月 日～		年 月 日	
ふりがな 氏名(代表者)			生年月日	年 月 日
連絡先 (自宅・会社)	電話		FAX	
	E-mail			
使用目的				
創業(予定)年月	年 月		創業・創業予定	
使用予定者数	人			
主な利用時間帯	午前・午後 時		～ 午前・午後 時	

2. 添付書類

(1) 市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

伊勢市産業支援センター起業家支援室等使用更新許可書

様

伊勢市長 印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センター起業家支援室等の使用更新を許可します。なお、使用に当たっては下記の使用条件を遵守してください。

記

1. 使用区画、期間等

使用区画	<input type="checkbox"/> 起業家支援室 号室 ・ <input type="checkbox"/> 起業準備支援室 ブース
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
月額使用料	

2. 使用条件

- (1) 産業支援センター起業家支援室等を使用するに当たり、産業支援センター条例及び規則に沿って施設を使用すること
- (2) 起業家支援室等を支店又は営業所として使用せず、本社機能として使用すること。
- (3) 使用者は起業家支援室等を事務所として使用することとし、企業家支援室等内で製造業務を行うことができない。ただし、市長が適当と認めた時は試作を行うことができる。
- (4) 使用者は起業家支援室等の模様替え及びその使用上必要な工事を行おうとするときはあらかじめ書面で承認を得ること。また、模様替え等に要する活用は使用者がすべて負担すること。



伊勢市産業支援センター施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者）

連絡先電話

次のとおり伊勢市産業支援センターの施設等を損傷（滅失）したので、  
届け出ます。

使用許可年月 日及び許可番 号	年 月 日 第 号
使用施設名	
使用日時	年 月 日 午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで
使用目的	
損傷（滅失）の 日時	年 月 日 時 分頃
損傷（滅失）し た施設等の箇 所及び程度	
損傷（滅失）の 原因及び状況	

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 4 号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「又は保険料更正通知書」を「、保険料更正通知書その他市長が必要と認める通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 20 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

平成 20 年 3 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前	橋 村 正 一
	伊勢市柏町 526 番地
変更後	安 井 保
	伊勢市柏町 618 番地

伊勢市告示第 21 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西区自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 20 年 3 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 柏 端 長 一

伊勢市二見町西 905 番地 6

変更後 福 井 輝 夫

伊勢市二見町西 1130 番地 7

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成20年3月5日

伊勢市教育委員会  
委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成20年3月10日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第5号 伊勢市立小中学校長の任命内申について

伊勢市選管告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 81 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	2,194 人
2 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数	36,562 人
(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	109,685 人

伊勢市選管告示第 15 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 11 項、第 5 条第 15 項及び第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 18,281 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109,685 人

伊勢市公告第 24 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 3 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	1,005	1 年
10 人	5 人	34,834 m <sup>2</sup>	3 年
15 人	7 人	46,131 m <sup>2</sup>	5 年
1 人	1 人	3,067 m <sup>2</sup>	6 年

伊勢市公告第 25 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 3 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業

3・2・1号新国道

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部監理課

伊勢市公告第 26 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 3 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市上地	雑	茶	雌	中	91 日以上	青い首輪

2 抑留した日 平成 20 年 3 月 5 日

3 抑留期限 平成 20 年 3 月 11 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 27 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 20 年 3 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (㎡)
通町公園	伊勢市通町字瓶垣外 54 番 3	930.00

供用開始の期日 平成 20 年 3 月 11 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

## 伊勢市公告第 28 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 3 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市矢持町	雑	白	雄	中	91 日以上	首輪なし

2 抑留した日 平成 20 年 3 月 12 日

3 抑留期限 平成 20 年 3 月 14 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 29 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 20 年 3 月 13 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (㎡)
新高児童公園	伊勢市御菌町高向字落合 976 番 2、977 番 1	1,026.00
御菌団地小公園	伊勢市御菌町高向字下三本松 1303 番 12	200.00
新高アメニティ公園	伊勢市御菌町高向字小橋 717 番、718 番	1,750.00
上長屋児童公園	伊勢市御菌町長屋字里中 1374 番	697.00
中長屋児童公園	伊勢市御菌町長屋字吉祥 388 番 2、392 番	728.00
下長屋児童公園	伊勢市御菌町長屋字稲場 2270 番、2271 番、2272 番、2273 番	1,422.00
王中島児童公園	伊勢市御菌町王中島字船原 750 番 5、750 番 6、750 番 7	500.00
王中島地区公園	伊勢市御菌町王中島字里前 378 番 3 の一部	989.03
紺屋垣外小公園	伊勢市御菌町王中島字紺屋垣外 610 番 9、639 番 4	165.00
新開臥竜梅公園	伊勢市御菌町新開字村内 382 番 3 の一部、387 番の一部、401 番 1	632.21

新開団地小公園	伊勢市御菌町新開字西裏 469 番 13	262.00
音潮寺団地小公園	伊勢市御菌町新開字音潮寺 912 番 10、 912 番 20、912 番 24	104.69
上條新田小公園	伊勢市御菌町上條字上條新田 1171 番 19	145.00
若草苑団地小公園	伊勢市御菌町上條字古新畑 1196 番 5	145.00
小林児童公園	伊勢市御菌町小林字宮ノ前 2374 番、 2375 番、2376 番	1,141.00

供用開始の期日 平成 20 年 3 月 13 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 御菌総合支所産業建設課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

## 伊勢市公告第 30 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 3 月 13 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市神田久志本町	雑	薄茶	不明	中	91 日以上	首輪なし

2 抑留した日 平成 20 年 3 月 12 日

3 抑留期限 平成 20 年 3 月 17 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 31 号

れいんぼうプラン（伊勢市男女共同参画基本計画）中間案について、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおりパブリックコメントの結果を公表します。

平成 20 年 3 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 案の題名

れいんぼうプラン（伊勢市男女共同参画基本計画）中間案

### 2 案の公告日

平成 20 年 2 月 8 日

### 3 提出された意見の概要

意見なし

### 4 提出された意見に対する市の考え方

なし

### 5 案の修正内容

なし